

平成26年度事務事業評価及び特定分野評価（補助金）  
に係る改善計画書

事業名	ねたきり高齢者等援護事業費			
所管課名	高齢介護課	課長名	大貫 博	
事業の目的と実施内容				
目的	寝たきり・認知症・要介護等の家族に対する介護負担の軽減及び生活の安定を図ること。			
内容・方法	<p>①要介護者及び要支援者で、介護保険給付の利用上限を超えて短期入所生活介護利用の必要が生じた者を対象とし、短期ホームケアを提供する（提供日数 要支援1・2:18日、要介護1・2:13日、要介護3・4:7日、要介護5:6日）</p> <p>②要介護・要支援認定を受けた者や65歳以上の高齢者で、加齢、虚弱等の身体的理由又は社会的理由により日常生活を営むのに支障がある者を対象に、5日間を限度として緊急時に一時的に介護保険施設に保護する。ただし虐待による一時保護の日数は、町長が必要と認める期間とし、家族等の承諾の有無は、問わない。</p> <p>③65歳以上のねたきり・認知症の高齢者を対象で希望のあった方に、年間3回、掛敷布団・毛布の丸洗いを1回に5枚を限度として実施している。</p>			
1 評価結果及び町の最終方針				
自己	改善	1次	改善	2次
今後の方向性に係る意見等（最終）		町の最終方針		
より多くの住民が本事業を活用できるよう、制度への周知の検討や、自発的に申し出ができない方への積極的な働きかけなど、業務改善に向けた取組みを行う必要がある。		所管課の対応案のとおり、各種会議等の場を通じて関係者、関係機関への周知啓発を行うとともに、広報やホームページへ掲載し、制度の利用促進及び支援を必要とする方の名簿登録の促進を図るものとする。		
2 町の最終方針を実施するための具体的な方法				
項目名	時期（期限）	具体的な改善等の内容		
改善内容の検討	H27.2	町内部で改善内容について調整・検討を行う。		
予算要求	H26.12	改善内容に合わせた予算要求を行う。		
施設関係者への周知	H27.4～	対象者を支援している施設等に制度の周知を行う。		
町民周知	H27.4～	制度案内及び広報誌等により周知案内を行う。		
事業の実施	H27.6～	事業を開始する。		
3 改善後の事業が目標とする成果				
指標の名称 ※原則として評価時と同一	単位	基準年度 (H26)	H27	H28
ねたきり高齢者等寝具丸洗い殺菌乾燥利用人数	人	12	15	20
目標とする成果の設定理由	本事業を利用していただくことにより、対象高齢者が快適かつ衛生的な生活が送れ、また、介護者である家族負担の軽減につながる。			
4 経費等の見込み				
		H26	H27	H28
事業費（予算） 単位：千円		112	162	207
概算職員数 単位：人		0.150	0.150	0.150

